令和6・7年度 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書提出要領

随時申請

-新潟県上越市-

上越市及び上越市ガス水道局が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務の入札等に参加しようとする方は、上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成 12 年上越市告示第 77 号)、上越市ガス水道局建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成 24 年管理規程第 2 号)により資格審査の申請を行ってください。

1 資格審査申請をすることができる事業者

別表の「業務の種類」に定める区分に応じ、同表「資格審査を受けることができる者」に掲げる条件を 満たす事業者で**以下に掲げる事項のいずれにも該当しない事業者**

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事業者
- (2) 指名競争入札及び随意契約に関し指名停止の措置を受け、当該指名停止の期間を経過していない事業者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者(以下単に「役員」という。)をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実 質的に関与していると認められる者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団 の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 法人であって、ウからオまでのいずれかに該当する役員があるもの

2 参加資格の有効期間

入札参加資格者名簿に登載された日から令和8年3月31日までの2年間

3 提出場所及び提出方法等

提出先	▶ 上越市役所契約検査課(木田庁舎3階)
提出部数	▶ 1部 ▶ 必ず A4 ファイルに綴じ、 <u>背表紙下部に商号又は名称を記載の上、</u> 提出してく ださい。(ファイルの色指定なし)
提出期間等	 ▶ 令和6年4月1日から随時 ▶ 期間中の土・日・祝日の受付は行いません。 ▶ 受付時間は、8:30~17:15
提出方法	 ▶ 持参 又は 郵送 ▶ (宛先) 〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市役所 財務部契約検査課 工事契約係 まで

※ 申請書等の様式は、上越市のホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/keiyakukensa/nyusatu-download.html

※ 申請後、不足書類等がある場合は、連絡します。

<u>書類に不備がない限り、受理・登録し、随時</u>上越市ホームページで公表します。

4 提出書類等

※該当する書類を下表の上から順に綴じて提出してください。

○:提出必須、△:該当する場合のみ提出

	書類名等	対象事業者(※注1)				作
No.		市内本社	市内営業所有	市 外	提出部数	作成時の注意等 (※注2)
1	建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	0	0	0		1
2	入札参加希望業種(部門)一覧(第2号様式)	0	0	0		2
3	営業所一覧表(第4号様式)	0	0	0		3
4	技術職員調書(第5号様式)	0	0	0		4
5	技術職員経歴書(第6号様式)	0	0	0		5
6	入札参加希望業種(部門)に係る受託業務経歴書(補足資料 1)	0	0	0		6
7	入札参加希望業種(部門別)実績高一覧表(補足資料 2)	0	0	0	1部	7
8	消費税及び地方消費税の納税証明書、所得税(個人の場合) 又は法人税(法人の場合)の納税証明書	0	0	0		8
9	市税納税状況確認承諾書	0	0			9
10	委任状	Δ	Δ	Δ		10
11	暴力団等の排除に関する誓約書	0	0	0		11
12	登録証明書又は登録を受けていることを証明できる書類	\triangle	\triangle	Δ		12
13	営業実績があることを証明できる書類	Δ	Δ	Δ		13

14	上越市電子入札システム利用者登録番号交付申請書	Δ	Δ	Δ	14
15	市内営業所に係る調査表(建設コンサルタント等業務)		0		15

※注1「対象事業者」の定義

市内本社……市内に本社を有する事業者

市内営業所有…市外に本社を有するが、市内に営業所等がある事業者(委任の有無は問いません。)

市外……上記以外の事業者

該当者のみ……「市内本社」「市内営業所有」「市外」の区分に係わらず、該当する事業者

※注2 作成時の注意等

1 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書(第1号様式)

- ・様式の記入については、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参考に してください。
- ・申請者欄の印は、代表者印(実印)を押印してください。
- ・「定期・随時」及び「新規・継続」欄は、該当する項目を○で囲んでください。
- ・入居するビルなどの建物の名称も記入してください。

2 入札参加希望業種(部門)一覧(第2号様式)

・様式の記入については、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参考に してください。

3 営業所一覧表(第4号様式)

- ・様式の記入については、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参考に してください。
- ・全ての営業所を記入してください。
- ・該当する営業所がない場合も様式を添付し、欄外に「該当なし」と記入してください。
- ・項目を満たしていれば、任意の様式でも構いません。

4 技術職員調書(第5号様式)

・様式の記入については、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参考に してください。

5 技術職員経歴書(第6号様式)

- ※令和 6・7 年度新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請では、提出が不要となりましたが、当市では提出必須です。
- ・名簿に記載する技術職員が「営業所(主たる営業所を除く)一覧表(第4号様式)」に記載された営業所に所属する場合に限り、その営業所名を氏名の下に()書きで記入してください。
- ・建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務を申請する方で、「12 登録証明書又は登録を受けていることを証明できる書類」によるそれぞれの登録規定に基づく現 況報告書の写し(財務諸表部分は不要)を提出する場合は、省略することができます。

・項目を満たしていれば、任意の様式でも構いません。

6 入札参加希望業種(部門)に係る受託業務経歴書(補足資料1)

- ・直前2年の事業年度に完了した主な業務及び直前2年の事業年度に着手した主な未完了業務に ついて記入してください。
- ・下請けした業務については、「注文者」の欄には元請業者名を記入し、「件名」の欄には下請し た件名を記入してください。
- ・「測量等対象の規模等」の欄には、測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記 入してください。
- ・「受託代金の額」欄は、消費税込みの金額を記入してください。
- ・使用する様式は、任意の様式でも構いません。

7 入札参加希望業種(部門別)実績高一覧表(補足資料2)

- ・直前2年の各事業年度における業務の実績高を千円単位(千円未満切捨)で記入してください。
- ・金額は、消費税及び地方消費税込みの金額を記入してください。

8 消費税及び地方消費税の納税証明書、所得税(個人の場合)又は法人税(法人の場合)の納税証明書

・国税の納税証明書又はそのコピーを提出してください。

個人用:所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」 法人用:法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」

- ・証明年月日は、申請書提出日以前3か月以内のものとしてください。
- ※国税の納税証明書は、パソコン、スマートフォンから請求できます。 詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp

9 市税納税状況確認承諾書

- ・上越市内に本社又は営業所を有する場合は提出してください。
- ・住所、商号又は名称、代表者名を記入し、代表者印(実印)を押印してください。

10 委任状

契約に係る権限を営業所等の長に委任する場合に提出してください。

11 暴力団等の排除に関する誓約書

・記載内容を確認の上、住所、商号又は名称、代表者名を記入し、代表者印(実印)を押印して ください。

12 登録証明書又は登録を受けていることを証明できる書類

・以下の入札参加を希望する場合

業種	提出書類
建設コンサルタント業務	それぞれの登録規定に基づく現況報告書の副本(国
地質調査業務	土交通大臣の確認を受けたものに限る。) の写し(財
補償コンサルタント業務	務諸表部分は不要)を提出してください。(申請業
	種(部門)が現況報告書に記載されていない等の場
	合は、登録証明書の写し等を提出してください。)
測量業務	登録証明書の写し
建築設計業務 (一級建築設計)	一級建築士事務所の登録証明書の写し
建築設計業務 (建築設備設計)	建築設備士の登録証明書の写し
土地家屋調査業務	それぞれの登録証明書等(写し)
不動産鑑定評価業務	
計量証明業務	

13 営業実績があることを証明できる書類

- ◎以下の業務を希望する場合
 - 調査・試験業務
 - その他の業務
- ◎以下の業務を希望するが、「12 登録証明書又は登録を受けていることを証明できる書類」が ない場合
 - ・建設コンサルタント業務
 - 地質調査業務
 - ・補償コンサルタント業務
 - 建築設備設計業務

当該業務の実績の中から 1~2 件について、その契約書の写しを提出してください。契約書記載の 契約件名等から業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かるもの(仕様書等)も添付してくださ い。

また、提出する契約書等には、どの部門に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。

14 上越市電子入札システム利用者登録番号交付申請書

- ・上越市電子入札システムを利用する際に必要になる認証番号の交付申請書です。
- ・建設コンサルタント等業務の入札は、全て電子入札で実施していますので、未提出の場合は、本申請書を提出してください。(これまでに交付を受けている場合は、提出は不要です)
- ・上越市電子入札システムについては、上越市ホームページ(電子入札ポータルサイト)を参照 してください。
- ファイルに綴らないでください。

15 市内営業所に係る調査表(建設コンサルタント等業務)

- ・市内に営業所がある場合のみ提出してください。
- ・営業所が複数ある場合は、営業所ごとに作成してください。
- ファイルに綴らないでください。

5 その他

- (1) 申請書の提出に当たっては、不足書類がないよう点検し、「4 提出書類等」の順に綴ってください。
- (2) 申請期限を過ぎても書類が提出されず、連絡がとれない、又は書類の提出が見込めない場合などは、申請を無効とする場合があります。
- (3) 証明書類等のコピーは、ほぼ原寸大で、かつ鮮明であるものに限ります。
- (4) 申請書の受付確認等を希望する者で返送用ハガキ又は封筒を同封する場合は、散逸しないようクリップ等で留めてください。
- (5) 建設工事への入札参加を希望する場合は、「建設工事入札参加資格審査申請書提出要領」に基づき申請してください。
- (6) 施設管理業務、警備業務、清掃業務等への入札参加を希望する場合は、「物品入札参加資格審査申請書提出要領」に基づき申請してください。
- (7) 申請後、次の事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出してください。
 - 商号又は名称
- ・営業所等の名称、所在地又は電話番号
- ・代表者の氏名(法人)
- ・代理人の氏名
- 許可業種
- ・営業所等の新設又は廃止

上記のほか、廃業及び営業譲渡等の重大な事項が生じた場合は、所定の手続きが必要となります。

- (8) 記載された個人情報は、契約に関する業務以外に使用しません。
- (9) その他不明な点は、契約検査課工事契約係までお問い合わせください。

※入札参加資格の審査結果(登録の有無)は、随時上越市ホームページで公表します。申請 者宛の個別の通知は行いませんのでご了承ください。

問い合わせ先

財務部 契約検査課(工事契約係)

TEL 025-520-5644

FAX 025-526-6183

別 表

業務の種類	加衣		
レト業務 は監理又は土木健築に関する調査、企 画、立案若しくは助言 2 当該業務の営業実績を有する者 3 計量証明業務 2 2 当該業務の営業実績を有する者 2 当該業務の営業実績を有する者 3 2 当該業務の営業実績を有する者 4 2 当該業務の営業実績を有する者 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	業務の種類	業務の内容	
建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査 2 当該業務の営業実績を有する者 2 当該業務の営業実績を有する者 2 当該業務の営業実績を有する者 3 補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項(規定する補償業務 7 測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務 2 当該業務の営業実績を有する者 3 測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者 3 建築設計業務 2 建築計主施行規則(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築主事務所についての登録を受けている者 2 建築土法施行規則(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築主事務所についての登録を受けている者 2 建築土法施行規則(昭和25年法報第202号)の規定に基づき一級建築主事務所についての登録を受けている者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		は監理又は土木建築に関する調査、企	設省告示第717号)の規定に基づき建設コンサ ルタントについての登録を受けている者
 よい、大学務 年9月建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償業務 調量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務 建築設計業務 建築物又は建築設備の設計 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築土事務所についての登録を受けている者 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備土についての登録を受けている者(以下「登録建築設備土」という。)及び登録建築設備土という。)及び登録建築設備土を有する者主地又は家屋に関する選配につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量及び申請手続 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき土としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者を記述された。 計量証明業務 計量は(平成4年法律第51号)第107条に規定する計量証明 計量は、平成4年法律第51号)第107条に規定する計量証明 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 調査・試験業務 雪水、海洋、環境及び生態系に関する調査が保証に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 当該業務の営業実績を有する者 その他の業務 建設工事に関連する業務で上記以外 当該業務の営業実績を有する者 	地質調査業務	建設省告示第718号)第2条第1項に規	査業者についての登録を受けている者
に規定する測量及び当該測量に付随 受けている者 登けている者 建築設計業務 建築物又は建築設備の設計 1 建築士法(昭和25 年法律第202 号)の規定に基づき一級建築土事務所についての登録を受けている者 2 建築土法施行規則(昭和25 年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士を有する者 2 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 土地家屋調査業 不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量 大地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 本助産鑑定評価に関する法律の規定に基づき、本助産鑑定業者としての登録を受けている者 計量証明業務 計量法(平成4年法律第51号)第107条に規定する計量証明 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 当該業務の営業実績を有する者 1 は に 対し に 対しま に 関連する業務で上記以外 当該業務の営業実績を有する者 1 は に 対しま に 関連する業務で上記以外 当該業務の営業実績を有する者 1 は に 対しま に 関連する業務で上記以外 1 は に 対しま に 関連する業務で上記以外 1 は に が に が に が に が に が に が に が に が に が に		年9月建設省告示第1341号)第2条第1	補償コンサルタントについての登録を受けてい る者
基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者 以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士とわずる者 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和業務 計量法(単成4年法律第152号)第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産の鑑定評価 計量証明業務 計量法(平成4年法律第51号)第107条に規定する計量証明 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者 当該業務の営業実績を有する者 当該業務の営業実績を有する者	測量業務	に規定する測量及び当該測量に付随	
務 要な土地又は家屋に関する調査、測量	建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士を有する者
業務 38年法律第152号)第2条第1項に規定 不動産鑑定業者としての登録を受けている者 する不動産の鑑定評価 計量証明業務 計量法(平成4年法律第51号)第107条 に規定する計量証明 としての登録を受けている者 としての登録を受けている者 さいての登録を受けている者 当該業務の営業実績を有する者 当該業務の営業実績を有する者 議験) 当該業務の営業実績を有する者 きの他の業務 建設工事に関連する業務で上記以外 当該業務の営業実績を有する者	·	要な土地又は家屋に関する調査、測量	定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けて
に規定する計量証明 としての登録を受けている者 調査・試験業務 雪氷、海洋、環境及び生態系に関する 調査並びに路床路盤支持力試験 (CBR 試験) 当該業務の営業実績を有する者 当該業務の営業実績を有する者 も 当該業務の営業実績を有する者 をの他の業務 建設工事に関連する業務で上記以外 当該業務の営業実績を有する者		38年法律第152号)第2条第1項に規定	
調査並びに路床路盤支持力試験 (CBR 試験) その他の業務 建設工事に関連する業務で上記以外 当該業務の営業実績を有する者	計量証明業務		
	調査・試験業務	調査並びに路床路盤支持力試験(CBR	当該業務の営業実績を有する者
	その他の業務		当該業務の営業実績を有する者

[※] 施設管理業務への入札参加を希望する場合は、「物品」での申請となります。